

平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号

住宅宿泊事業法施行規則

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

（法第一条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備）

第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）

第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 台所
- 二 浴室
- 三 便所
- 四 洗面設備

（法第二条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋）

第二条 法第二条第一項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

- 一 現に人の生活の本拠として使用されている家屋
- 二 入居者の募集が行われている家屋
- 三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

（人を宿泊させる日数の算定）

第三条 法第二条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数は、毎年四月一日正午から翌年四月一日正午までの期間において人を宿泊させた日数とする。この場合において、正午から翌日の正午までの期間を一日とする。

（届出）

第四条 法第三条第一項の届出は、住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日までに、第一号様式による届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第二項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名
- 二 住宅宿泊管理業者の登録年月日及び登録番号
- 三 法第三十二条第一号に規定する管理受託契約の内容

3 法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）の生年月日及び性別（届出者が法人である場合にあっては、その役員が生年月日及び性別）

二 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の生年月日及び性別（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員が生年月日及び性別）

三 届出者が法人である場合にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

四 届出者が住宅宿泊管理業者である場合にあっては、その登録年月日及び登録番号

五 届出者の連絡先

六 住宅の不動産番号（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第一条第八号に規定する不動産番号をいう。）

七 第二条各号に掲げる家屋の別

八 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

九 住宅の規模

十 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在（法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。）とならない場合において、その旨

十一 届出者が賃借人である場合にあっては、賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨

十二 届出者が転借人である場合にあっては、賃借人及び転借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している旨

十三 住宅がある建物が二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十一年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項において同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）のあるものである場合にあっては、規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない旨（当該規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第三号に規定する管

理組合をいう。次項において同じ。）に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）

4 法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 届出者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為

ロ 登記事項証明書

ハ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。次号及び第十四条において同じ。）の長の証明書

二 住宅の登記事項証明書

ホ 住宅が第二条第二号に掲げる家屋に該当する場合において、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類

ヘ 住宅が第二条第三号に掲げる家屋に該当する場合において、当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類

ト 次に掲げる事項を明示した住宅の図面

(1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置

(2) 住宅の間取り及び出入口

(3) 各階の別

(4) 居室（法第五条に規定する居室をいう。第九条第四項第二号において同じ。）

、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この号において同じ。）及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積

チ 届出者が賃借人である場合にあっては、賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

リ 届出者が転借人である場合にあっては、賃借人及び転借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

又 住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合にあっては、専有部分の用途に関する規約の写し

ル 又の場合において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類

ヲ 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合において、法第三十四条の規定により交付された書面の写し

ワ 法第四条第二号から第四号まで、第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 届出者（営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）を含む。以下この号及び次項において同じ。）が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ロ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合において、その法定代理人の登記事項証明書

ハ 法第四条第一号から第六号まで及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前号二からフまでに掲げる書類

都道府県知事（保健所設置市等であつて、その長が法第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあっては、当該保健所設置市等の長。第十六条を除き、以下同じ。）は、届出者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を含む。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）及び第三十条の十二第二項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができる旨の旨を、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者にに対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七

号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

6 都道府県知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により届出書に添付しななければならない書類の一部を省略させることができる。

7 都道府県知事は、第一項の届出があったときは、届出者に、届出番号を通知しなければならない。

(変更の届出)

第五条 法第三条第四項の規定による届出は、第二号様式による届出事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第五項において準用する同条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、第四条第四項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。

第六条 法第三条第六項の規定による届出は、第三号様式による廃業等届出書を提出して行うものとする。

(心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者)

第六条の二 法第四条第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(宿泊者名簿)

第七条 法第八条第一項(法第三十六条において準用する場合を含む。第三項及び第四項において同じ。)の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所は、次の各号のいずれかに掲げる場所とする。

一 届出住宅

二 住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

3 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

4 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第八条 法第九条第一項(法第三十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 法第九条第一項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 騒音の防止のために配慮すべき事項

二 ごみの処理に関し配慮すべき事項

三 火災の防止のために配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

(住宅宿泊管理業務の委託の方法)

第九条 法第十一条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。

二 委託しよとする住宅宿泊管理者に対し、あらかじめ、法第三条第二項の届出書及び同条第三項の書類の内容を通知すること。

2 法第十一条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数は、五とする。

3 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在とする。

4 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接している

とき(住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く)。

二 届出住宅の居室であつて、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が五以下であるとき。

(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法)

第十条 住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、商号、名称又は氏名並びに当該委託に係る届出住宅の所在地及び届出番号を通知しなければならない。

(標識の様式)

第十一条 法第十三条の国土交通省令・厚生労働省令で定める様式は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(次号及び第三号に掲げる者を除く。)

第四号様式

二 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理者であるものを除く。)

第五号様式

三 届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理者であるものに限る。)

第六号様式

四 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者へ委託する者

第六号様式

(住宅宿泊事業者の報告)

第十二条 法第十四条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 届出住宅に人を宿泊させた日数

二 宿泊者数

三 延べ宿泊者数

四 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の十五日までに、それぞれの月の前二ヶ月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証明書の様式)

第十三条 法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

(条例の制定の際の市町村の意見聴取)

第十四条 都道府県が法第十八条の規定に基づく条例を定めようとする場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の意見を聴くよう努めなければならない。

(住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始の公示)

第十五条 法第六十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨

二 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日

(住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎ)

第十六条 都道府県知事は、法第六十八条第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

一 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務を保健所設置市等の長に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務に関する帳簿及び書類を保健所設置市等の長に引き渡すこと。

三 その他保健所設置市等の長が必要と認める事項を行うこと。

附則 この省令は、法の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

附則 (平成三十一年三月一四日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年五月七日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年九月一三日厚生労働省・国土交通省令第三号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日厚生労働省・国土交通省令第三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

様式第1号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第3号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第4号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第5号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第6号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第7号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第8号

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

標準部

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国語												
算数												
理科												
社会												
英語												
音楽												
美術												
体育												
保健体育												
家庭科												
総合的な学習の時間												
特別活動												
道徳												
外国語												
キャリア教育												
情報教育												
環境教育												
防災教育												
食育												
性教育												
生涯学習												
その他												

標準部

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国語												
算数												
理科												
社会												
英語												
音楽												
美術												
体育												
保健体育												
家庭科												
総合的な学習の時間												
特別活動												
道徳												
外国語												
キャリア教育												
情報教育												
環境教育												
防災教育												
食育												
性教育												
生涯学習												
その他												

- 標準部
- 1. 国語科指導
 - 2. 算数科指導
 - 3. 理科科指導
 - 4. 社会科指導
 - 5. 英語科指導
 - 6. 音楽科指導
 - 7. 美術科指導
 - 8. 体育科指導
 - 9. 保健体育科指導
 - 10. 家庭科指導
 - 11. 総合的な学習の時間指導
 - 12. 特別活動指導
 - 13. 道徳科指導
 - 14. 外国語科指導
 - 15. キャリア教育指導
 - 16. 情報教育指導
 - 17. 環境教育指導
 - 18. 防災教育指導
 - 19. 食育指導
 - 20. 性教育指導
 - 21. 生涯学習指導
 - 22. その他指導

第三号様式（第六条関係）

第三号様式(第六関係)

届 出 書

住宅宿泊事業法第9条第1項の規定に基づき、下記の内容をお知らせいたします。

届 出 書

届出者 住所
氏名

届出番号 届出年月日 届出時の届出番号

届出の理由	1. 新規 2. 合併による消滅 3. 経営者等関係の状況 4. 更新 5. 廃止
併発、名称又は住所	
届出事由の発生に目	1. 届出申請人住所変更の有無
住宅宿泊事業法に 関する事項	2. 届出内容 3. 届出理由
併発事由等	4. 届出申請人住所変更の状況
併発事由等と 届出人の関係	1. 併発事由 2. 代表者役員 3. 経営者等 4. 親属 5. その他

① 届出者は、本届出書に記載しないこと。
 ② 「届出の理由」及び「併発事由等」欄に記載する事項は、届出者本人の署名、捺印、捺印するもののみを添付して提出すること。
 ③ 届出の場合においては、「届出事由の発生に目」の欄に記載の事項を併せて目録を作成すること。
 ④ 「併発事由等」欄に記載する事項、欄は、届出申請の届出に添付する届出申請書の添付書類に記載するもののみを添付し、併発事由等欄に記載する事項は、併発事由等欄に記載すること。

第四号様式（第十一条関係）

第四号様式(第十一関係)

2023年10月
2023年10月

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	届 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

○ ○ 届 出 書

① 届出内容は必ずしも、届出に書かれないこと。
 ② 「〇〇届出書」には、届出を受理した都道府県知事は関係所長又は関係所長を配置する併発事由欄に記載するもののみを添付すること。

第五号様式（第十一条関係）

第五号様式(第十一関係)

2023年10月
2023年10月

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	届 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 届出連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

○ ○ 届 出 書

① 届出内容は必ずしも、届出に書かれないこと。
 ② 「〇〇届出書」には、届出を受理した都道府県知事は関係所長又は関係所長を配置する併発事由欄に記載するもののみを添付すること。

第六号様式（第十一条関係）

第六号様式(第十一関係)

2023年10月
2023年10月

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	届 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 届出連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊事業者の届出番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	届 号
住宅宿泊事業者の届出連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

○ ○ 届 出 書

① 届出内容は必ずしも、届出に書かれないこと。
 ② 「〇〇届出書」には、届出を受理した都道府県知事は関係所長又は関係所長を配置する併発事由欄に記載するもののみを添付すること。

